

第109期 中間決算公告

平成23年12月26日

山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 進藤 中

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	78,217	預 金	2,391,566
コールローン	18,217	譲 渡 性 預 金	205,861
買入金銭債権	9,854	コールマネー	850
商品有価証券	22	借 用 金	9,010
有 価 証 券	1,228,468	外 国 為 替	106
貸 出 金	1,449,630	そ の 他 負 債	26,239
外 国 為 替	750	未払法人税等	1,940
そ の 他 資 産	6,608	リ ー ス 債 務	2,040
有形固定資産	25,234	そ の 他 の 負 債	22,258
無形固定資産	7,354	役員賞与引当金	19
支払承諾見返	6,683	退職給付引当金	7,513
貸倒引当金	△ 17,532	睡眠預金払戻損失引当金	358
		偶発損失引当金	222
		繰延税金負債	2,227
		支 払 承 諾	6,683
		負債の部合計	2,650,659
		（純資産の部）	
		資 本 金	15,400
		資 本 剰 余 金	8,287
		資 本 準 備 金	8,287
		利 益 剰 余 金	125,004
		利 益 準 備 金	9,405
		その他利益剰余金	115,599
		固定資産圧縮積立金	101
		別 途 積 立 金	108,801
		繰越利益剰余金	6,696
		自 己 株 式	△ 1,837
		株 主 資 本 合 計	146,854
		その他有価証券評価差額金	15,963
		繰延ヘッジ損益	0
		評価・換算差額等合計	15,963
		新 株 予 約 権	32
		純資産の部合計	162,850
資産の部合計	2,813,509	負債及び純資産の部合計	2,813,509

中間損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	24,436
資 金 運 用 収 益	18,556
(うち貸出金利息)	(12,152)
(うち有価証券利息配当金)	(6,307)
役 務 取 引 等 収 益	3,287
そ の 他 業 務 収 益	417
そ の 他 経 常 収 益	2,174
経 常 費 用	18,885
資 金 調 達 費 用	910
(うち預金利息)	(745)
役 務 取 引 等 費 用	1,114
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	15,496
そ の 他 経 常 費 用	1,363
経 常 利 益	5,551
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	2
減 損 損 失	2
税 引 前 中 間 純 利 益	5,549
法人税、住民税及び事業税	1,885
法 人 税 等 調 整 額	467
法 人 税 等 合 計	2,352
中 間 純 利 益	3,197

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権（注記事項（中間貸借対照表関係）4. 参照）等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当て

ております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額 3,159百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,983百万円、延滞債権額は47,405百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は32百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,815百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,237百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,473百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は2,000百万円であります。

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,047百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,001百万円

借入金 9,010百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,857百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は274百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は319,185百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが304,126百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 32,569百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,467百万円であります。

12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 16.19%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,759百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却855百万円及び株式等売却損326百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	1,521	1,534	13
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	946	931	△ 14
	合計	2,467	2,465	△ 1

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年9月30日現在）

当行が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社株式のみであり、その中間貸借対照表計上額は3,052百万円であります。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	23,207	15,492	7,714
	債 券	1,133,314	1,109,227	24,087
	国 債	689,375	679,445	9,930
	地方債	184,735	177,791	6,943
	社 債	259,203	251,989	7,213
	その他	7,313	5,818	1,494
	小 計	1,163,835	1,130,538	33,296
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	23,244	26,950	△ 3,706
	債 券	19,429	19,491	△ 61
	国 債	14,972	15,002	△ 29
	地方債	1,768	1,772	△ 4
	社 債	2,687	2,715	△ 28
	その他	16,051	19,044	△ 2,993
	小 計	58,725	65,486	△ 6,761
合 計		1,222,560	1,196,025	26,535

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式（中間貸借対照表計上額及び取得原価388百万円）を含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、854百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- (3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,627百万円
有価証券償却	5,312
退職給付引当金	4,580
減価償却費	2,318
その他	2,206
繰延税金資産小計	20,046
評価性引当額	△ 10,133
繰延税金資産合計	9,912
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 10,571
その他	△ 1,568
繰延税金負債合計	△ 12,139
繰延税金負債の純額	△ 2,227

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額	901円82銭
2. 1株当たり中間純利益金額	17円70銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	17円69銭

第109期 中間決算公告

平成23年12月26日

山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 進藤 中

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	78,221	預 金	2,391,069
コールローン及び買入手形	18,217	譲 渡 性 預 金	199,161
買入金銭債権	11,867	コールマネー及び売渡手形	850
商品有価証券	22	借 用 金	9,960
有 価 証 券	1,225,554	外 国 為 替	106
貸 出 金	1,440,414	そ の 他 負 債	26,216
外 国 為 替	750	役員賞与引当金	19
そ の 他 資 産	16,795	退職給付引当金	7,513
有形固定資産	25,440	役員退職慰労引当金	7
無形固定資産	7,462	睡眠預金払戻損失引当金	358
繰延税金資産	539	偶発損失引当金	222
支払承諾見返	6,683	繰延税金負債	2,230
貸倒引当金	△22,917	支 払 承 諾	6,683
		負債の部合計	2,644,399
		（純資産の部）	
		資 本 金	15,400
		資 本 剰 余 金	8,287
		利 益 剰 余 金	125,804
		自 己 株 式	△1,837
		株 主 資 本 合 計	147,654
		その他有価証券評価差額金	15,977
		繰延ヘッジ損益	0
		その他の包括利益累計額合計	15,977
		新 株 予 約 権	32
		少 数 株 主 持 分	986
		純資産の部合計	164,650
資 産 の 部 合 計	2,809,050	負債及び純資産の部合計	2,809,050

中間連結損益計算書（平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	27,328
資 金 運 用 収 益	18,504
（うち貸出金利息）	（ 12,099 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 6,308 ）
役 務 取 引 等 収 益	3,694
そ の 他 業 務 収 益	2,902
そ の 他 経 常 収 益	2,227
経 常 費 用	21,217
資 金 調 達 費 用	863
（うち預金利息）	（ 745 ）
役 務 取 引 等 費 用	908
そ の 他 業 務 費 用	2,181
営 業 経 費	15,879
そ の 他 経 常 費 用	1,384
経 常 利 益	6,110
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	2
減 損 損 失	2
税金等調整前中間純利益	6,109
法人税、住民税及び事業税	2,015
法 人 税 等 調 整 額	526
法 人 税 等 合 計	2,542
少数株主損益調整前中間純利益	3,566
少 数 株 主 利 益	109
中 間 純 利 益	3,457

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

山梨中央保証株式会社、山梨中銀リース株式会社、山梨中銀ディーシーカード株式会社、山梨中銀経営コンサルティング株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

やまなしベンチャー育成投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他の有形固定資産 2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法を採用しております。

また、無形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権（注記事項（中間連結貸借対照表関係）4. 参照）等を有する債務者及びその関

連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の収益・費用の計上基準

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く。） 114百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,191百万円、延滞債権額は48,719百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は32百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,815百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,759百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,473百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は2,000百万円であります。

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,047百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,001百万円

借入金 9,010百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券66,857百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は274百万円であります。

9. 借入金のうち805百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権（「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額）1,129百万円を供しております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は386,947百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが371,888百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,169百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,467百万円であります。

13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 16.58%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益1,798百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却855百万円及び株式等売却損326百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益の金額 5,738百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	78,221	78,221	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	22	22	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	2,467	2,465	△ 1
その他有価証券	1,222,635	1,222,635	—
(4) 貸出金 未収収益 (貸出金利息)	1,440,414		
前受収益 (貸出金利息及び保証料) (※1)	964		
貸倒引当金 (※2)	△ 1,574		
	△ 22,320		
	1,417,483	1,439,183	21,699
資産計	2,720,829	2,742,527	21,697
(1) 預金 未払費用 (預金利息)	2,391,069		
	1,211		
	2,392,280	2,393,348	1,067
(2) 譲渡性預金 未払費用 (譲渡性預金利息)	199,161		
	49		
	199,210	199,295	84
負債計	2,591,491	2,592,643	1,152
デリバティブ取引 (※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(8)	(8)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5	5	—
デリバティブ取引計	(3)	(3)	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結される子会社及び子法人等の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金はすべて満期のないものであり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

非上場事業債券は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における取得原価又は償却原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、インターバンク、ディーラー間市場等での気配値により時価を算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(※1)(※2)	336
② 組合出資金(※1)(※3)	114
合 計	451

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間において、1百万円減損処理を行っております。

(※3) 非連結の子会社及び子法人等に該当する組合への出資金であります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,521	1,534	13
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	946	931	△14
合計		2,467	2,465	△1

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,262	15,524	7,738
	債券	1,133,314	1,109,227	24,087
	国債	689,375	679,445	9,930
	地方債	184,735	177,791	6,943
	社債	259,203	251,989	7,213
	その他	7,313	5,818	1,494
	小計	1,163,890	1,130,570	33,320
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23,264	26,972	△3,708
	債券	19,429	19,491	△61
	国債	14,972	15,002	△29
	地方債	1,768	1,772	△4
	社債	2,687	2,715	△28
	その他	16,051	19,044	△2,993
	小計	58,745	65,508	△6,763
合計		1,222,635	1,196,079	26,556

(注) 上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式（中間連結貸借対照表計上額及び取得原価336百万円）を含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、854百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。

- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- (3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 32百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 （注1）	普通株式 102,200株
付与日	平成23年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年7月30日～平成53年7月29日
権利行使価格（注2）	1円
付与日における公正な評価単価（注2）	316円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 906円32銭
2. 1株当たり中間純利益金額 19円14銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 19円13銭